

午前10時29分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ております。総合窓口課長、文化振興課長が公務出張のため、富士見出張所長が子どもの監護のため、人事課長が家族介護のため、それぞれ欠席です。

本日の日程及び資料をご確認いただきたいと思います。陳情審査が1件、地域振興部の報告が3件、政策経営部の報告が8件の順で進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。企画総務委員会に新たに送付6-40、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例に関する陳情が送付されました。陳情の写しをご確認ください。よろしいですか。

陳情朗読はどうしますか。読みますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、陳情の朗読は省略します。

それでは、本陳情について、執行機関から情報の提供等ございましたらお願いいたします。

○尾上安全生活課長 陳情に対するご回答を申し上げます。まず、1の電子たばこの……

○小林委員長 ちょっと待って、陳情の情報ね。

○尾上安全生活課長 情報です。失礼いたしました。

○小林委員長 はい。お願いします。

○尾上安全生活課長 情報を申し上げます。1の電子たばこも規制の対象とすることにあります。紙巻たばこ加熱式たばこはたばこの葉を使用して喫煙しておりますので、たばこ事業法に規定されるたばこ製品に該当します。電子たばこについては、たばこの葉を使用せず、液体を電気で加熱して発生した蒸気を吸引するもので、たばこ事業法に規定するたばこ製品には該当しておりません。また、健康増進法においても、電子たばこは規制対象外とされておりますので、関係法令では電子たばこはたばことして扱われておりません。また、国内でニコチンが含まれる製品が流通されるというお話はインターネットのウェブサイト等から把握しておりますが、国内ではそのようなニコチンが含まれている電子たばこを譲渡・販売した場合は、いわゆる薬機法違反に該当し、法律で規制されております。吸っている電子たばこにニコチンが含まれているかどうかを調べるには、専門的な技術、捜査が必要になりますので、法令の主管部署に任せ、行政が条例で規制する必要はないと考えております。

二つ目の土・日・祭日・年末年始も開いている無料喫煙所を増設することにつきましては、現在、千代田区では、千代田区公衆喫煙所設置助成制度を活用した民間事業の公衆喫煙所設置を進めております。区内では、区が直接運営する公衆喫煙所が6か所、民間事業が運営する公衆喫煙所が78か所ありますが、区の運営する喫煙トレーラーもあるんですが、それ以外の公衆喫煙所にあります。土・日・祝日・年末年始は開所しております。

路上喫煙の取締りにつきましては、安全生活課にありましては24名の生活環境指導員が在籍し、2名1組で、平日は5組から8組が、時間帯にありましては午前8時から午後7時30分まで区内を巡回し、土・日・休日にありましては2組から3組が午前9時から午後5時まで同様に巡回し、路上喫煙者の違反者に過料2,000円を徴収する取締り、もしくは注意・指導を行っております。また、現在の公衆喫煙所の設置の進め方にありましては、ビルの老朽化により閉鎖も毎年ありますが、たばこの臭いや煙が発生することから、設置予定者の近隣住民の理解・協力を頂きながら、設置する民間事業者には、助成制度の要件が複数ありますが、その中で週5日以上の実営という要件を満たしていただいている中で、開所曜日や時間などは事業者任せにしている状況です。あくまでも設置事業者の判断にお任せすることになりますが、土・日・休日の喫煙所の開所はお願いすることができます。

以上になります。

○小林委員長 はい。執行機関に確認したいこと、ございますか、委員の皆さん。

○秋谷委員 電子たばこなんですけども、電子たばこというのはごみが出るんでしょうかね。

○尾上安全生活課長 電子たばこにありましてはケースを使って吸っておりますので、ポイ捨ては見たことはありません。

○秋谷委員 千代田区の、何だっけ、路上喫煙防止条例の趣旨は何なんですか。

○尾上安全生活課長 条例を改正した経緯にございましては、たばこの火が、すみません、紙巻きたばこにありましてはたばこの火が歩いていると服についたり、あとは子どものやけどとかにもあるという経緯がございました。あと、またポイ捨て等もあるということで、たばこについては条例が規制されたという経緯がございまして。

○秋谷委員 とすると、電子たばこって熱いんですかね、ちょっと自分が吸わないから分からないんですけど、電子たばこは熱いものなんですかね。

○尾上安全生活課長 電子たばこについては電子を使っておりまして、熱くはないです。

○秋谷委員 とすると、現時点では路上喫煙防止条例の趣旨が電子たばこにはやはり該当しないということでもんね。ポイ捨てもなければ熱さ、危険性もない。分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。今、秋谷委員の指摘ですけど、そうですか。

○尾上安全生活課長 電子たばこにありましては、先ほど申し上げましたが、紙たばこのようにやけどだったりポイ捨ての状況は見受けられませんので、規制の対象外としている現状でございます。必要はないと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 路上喫煙ということで、飲食店の前でよくたばこを吸われている方がいると思うんですけども、そこら辺の条件とか、そういうのは何かあるのでしょうか。

○小林委員長 ちょっともう少し詳しくお願いします。

○入山委員 ごめんなさい。飲食店の中ではなくて外でよく吸ってくださいという形で（「ああ」「私有地から」と呼ぶ者あり）私有地からもう出るか出ないかみたいところで吸っている方という、そういう何か条件というか。

○尾上安全生活課長 安全生活課にありましては、公道上の喫煙に対しての指導・注意と

なりますが、私有地になると健康増進法となりまして、生活衛生課のほうでしょうか、が所管になります。生活衛生課のほうでも、私有地に対する喫煙にありましては、その都度苦情があれば都度指導しているという対応を取っております。

○入山委員 そうすると、指導はされていますけども、結局苦情が多いんですけども、やっぱり臭いとか、やっぱり室内にもそのまま入ってくると煙とかもというのは結構伺うので、そこら辺の指導をきっちりしていただきたいのと、あと何だ、ごめんなさい。何を言おうと思ったのかな。ちょっとごめんなさい。すみません。

○小林委員長 今、陳情なんて陳情から関連して言うと、路上喫煙は禁止ですよ。だけど今アバウトな、ここでいう500メートル離れているからこのところでは取締りはされていないのかな、500メートル、しているんでしょう。100メートルのところでもしてくれというちょっと細かい話になっているんだけど、実際、今の時点でたばこの巡回してどういうところでは注意しているんですか。先ほど今の曖昧なところも含めて、例えば私有地はできませんよね。けどすごく今アバウトなところじゃないですか。飲食店の前って公道か私有地か分からないようなところでたばこを吸っていると。ひょっとしたら私有地かもしれないし公道かもしれない。公道の可能性がかなりあると思われたところで、飲食店の前でたばこをたくさんの方が吸っていたら、それは注意するんですか。今のそういうアバウトなところで、飲食店の前で出たところでたばこをたくさんの方が吸っている苦情があるって言われるんだけど、そういうのは取締りができるんですか。それとあと何メートルのところ、どこでもやっているんですか。路上喫煙禁止でしょ。だから全てをやらなくちゃいけないんだけど、巡回して注意しているのは全てのところじゃないでしょう。だからその辺の関係ってどうなっているんですか。

○尾上安全生活課長 まず、路上喫煙、すみません、私有地に対する喫煙にありましては、うちの安全生活課のほうでも現認すればその都度指導、過料の取締りはできないんですが、注意・指導しております。

○小林委員長 私有地でもしている。

○尾上安全生活課長 私有地でも指導しております。

○小林委員長 漏れているよと。で、受動喫煙になっているよという注意はするということだね。

○尾上安全生活課長 はい。吸っちゃいけないよということは……

○小林委員長 吸わないでくださいと。

○尾上安全生活課長 はい。お願いしております。また何メートルという、その範囲の距離的な範囲は決められておりませんので、そこは巡回は区内全体を回って……

○小林委員長 多い少ないは別としてね。

○尾上安全生活課長 ええ。回っております。

○小林委員長 やっている。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 はい。そうすると、今、確認があったんですけども、飲食店の前でたばこを吸っている人は注意の対象だということですね。

○尾上安全生活課長 ええ。そうです。注意しております。

○小林委員長 で、していないと言っているんだよ。苦情があるんだけどしてないねとい

う現状はどうなんですか。

○尾上安全生活課長 あ、恐らく吸っている現状はあるけど現認がされていない状態で、苦情箇所があれば、その時間帯はまた巡回して、現認すれば指導しているはずです。

○小林委員長 指導します。

○尾上安全生活課長 はい。指導しています。

○小林委員長 していますじゃない、しますと。すごいたくさんあるよ、だって飲食店の前なんて、巡回して注意する人が何人もいないじゃん。

○尾上安全生活課長 そうですね。苦情があれば指導していきます、その都度。

○小林委員長 ということでよろしいですか。

○入山委員 はい。

○小林委員長 はい。この陳情について、その他、執行機関に確認したいこと、ございますか。

○米田委員 千代田区は結構マナーがいいんで、こういう電子たばこが目立ってきているのかなと思います。私もこういうのを区民の方から聞いたことがあります。電子たばこのこういった規制してくれという問合せ、こういったのは結構来ていますか。

○尾上安全生活課長 本日から加熱式たばこの取り締まりというのが始まったんですが、それに伴い数件電子も取り締まってくれというのは電話で問合せがございます。そこにありましては、電子とたばこの違いを説明して理解してもらっております。

○米田委員 やっぱり多少来ているかなと思います。秋谷委員もおっしゃっていましたが、千代田区の条例にはこれは入っていないと。今後、今のところ考えていないと言っていたんですけど、こういう問合せが今後増えてくる可能性が僕はあると思っています。今の段階ではないけど今後こういうのが増えてくると、やはり電子たばこも何らかの規制の対象に千代田区としてやっていくのかどうか、今後の検討について、ちょっとお聞かせいただけますか。

○尾上安全生活課長 条例の電子たばこを規制にするというのは、なかなか正直なところ厳しいのかなと、ございます。それはやはりその関係法令でも電子たばこはたばこ扱いになっておりませんので、また、電子たばこを規制にしたとした場合、先ほど申し上げたとおり、ニコチンが含まれているとかというのがございますので、ちょっとそこにありましてはよく検討しながら、状況を見ながら総合的に判断したいと思っております。

○米田委員 今の段階ではそうだとこのころは認識しました。で、恐らく今後こういうのも増えてくると思います。そのときに、今みたいな課長の説明、これしっかり示していくのが僕は大事なかなと思います、その都度ね。また、何らかの形で電子たばこは今のところ規制していませんよというのを広報とかしてもらったほうが僕はいいのかなと思います。さっき二つあったんで、一つ言ってくれていたんですけど、ニコチンが含まれているのもあると今報道でもありますんで、その辺の線引きとかもしっかり知らせていくということが僕は大事なかなと思うんですけど、その辺の知らせ方についてお聞かせいただけますか。

○印出井地域振興部長 今、米田委員からの指摘でございます。電子たばこにつきましては、やはりたばこの定義の問題、先ほど課長が答弁いたしましたけれども、たばこの定義の問題から、我々の条例でもって過料の対象にするということについては条例改正を必要、その前に法律での整理が必要だということでございます。一方で、電子たばこにつきまし

ては、やはり受動喫煙の観点から、厚生労働省としても注意喚起はしているところがございます。そういったことにつきましては、我々と、あるいは保健所管部署と連携をしながら、そういった厚生労働省の注意喚起も含めて、公衆の場所でこういった対応を取っていただきたいのかということについては、周知の在り方については検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○大坂委員 この陳情の趣旨としては2点あって、先ほど来質疑の中で、電子たばこの件については現状ではなかなかこれは規制すべきものではないのかなというところはよく分かりました。2番目の土・日・祝日・年末年始について少しお伺いしたいんですけれども、そもそも現状の設置状況において、土・日・祝日に足りていないというふうに所管としては把握しているのか、考えているのか、その辺りについての認識はいかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 土・日・祝日の開所の件でしょうか。その要件……

○小林委員長 いや、違う違う違う。もう一度説明してください。

○大坂委員 土曜日、日曜日、祝日に開いているところが少ないという認識なのか、十分今の状況で……

○小林委員長 やっているのか。

○大坂委員 カバーできているというふうに考えているのか、現在の設置状況からどういうふうに考えているのかということをお示しいただければと思います。

○尾上安全生活課長 確かに土・日の開所は必要な場所においては少ないなとは思っております。ただ、どうしても土・日の開所となりますと、助成金の要件では週5日以上というのがありますので、曜日までは指定しておりません。また、千代田区内は平日の喫煙者が多いというのが過料の取締り件数からも出ておりますので、そこにありましては先ほど答弁しましたが、事業者をお願いするという形で土・日開所のほうは努力していきます。事業者をお願いしてまいります。

○大坂委員 努力していただけるということなんですけれども、我々も土・日地元にいるとよく分かるんですけれども、千代田区内というのは平日と違って土・日って人が集まる場所というのは本当に限られていると思っています。なので、区内全域一律に土・日を増やしていくということではなくて、やはり必要な箇所、今足りていない箇所に重点特化をして働きかけをするですとか、もし可能であれば、ある程度土・日・祝日に関してはある程度のインセンティブを設けるということも検討が必要なのかもしれないと思っています。それが区内全域で、人が住んでいて人が集まっていないところにインセンティブをつけてもどうしようもない話なので、エリアをしっかりと分析をした上で重点特化していくというような考え方が必要なのかなと思っています。その辺について見解をお願いします。

○印出井地域振興部長 今、大坂委員から指摘がございました。今のご指摘のとおり、まず我々としては、やはり平日と土・日における過料取締りの状況ですとか、あるいはポイ捨ての状況、そういったことについては日々把握しているところがございますので、その辺りをしっかり分析をして、一方で喫煙所の開所状況と照らし合わせて、やはり場所的に土・日の状況等をしっかり対応していないというような状況があるとすれば、そこにおい

て取締りにめり張りをつけるとか、ご指摘のように、喫煙所設置について何らかの措置を取るということについては、今後データの分析とともに検討してまいりたいというふうに思います。

○小林委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。確認は以上です。よろしいですか。

ちょっと陳情とは別なんですけれども、陳情の審査に入る前に、11月から加熱式たばこの規制がスタートしましたよね。それから、今の電子たばこの関係がありますよね、いろいろな苦情があったりすると。それから、その中で注意喚起もしてくだよというようなこともありました。あと、それを鑑みて、今後この1か月過ぎてから、一定の期間が過ぎたら規制をした、喫煙状況とか、この11月から始まった規制の状況、今までの状況、それから基本的に喫煙所は足りないんで、それから土・日の状況とかを合わせて1回報告してもらいたいんですよ。

○尾上安全生活課長 分かりました。

○小林委員長 よろしいですか。それはお願いしておきます。部長、いいですか。

○印出井地域振興部長 今、委員長からご指摘がございました。今回の11月1日から加熱式たばこは過料適用等々も踏まえ、それから、これまでも様々議会からご質問を頂いておるところでございますので、先ほどの大坂委員からありましたけれども、現状の路上喫煙のデータの状況や喫煙所の設置状況も含めて適宜適切な時期にご報告をさせていただきたいと思います。

○小林委員長 よろしく申し上げます。そのような形で進めていきたいと思います。

それでは、陳情審査を続けたいと思います。ご意見ございますか、これについては。

○大坂委員 先ほど来議論をしていく中で、1番の電子たばこを規制の対象とすることについては、現状ちょっと難しいんじゃないかということと、2番の土・日・祝日・年末年始については、執行機関のほうから前向きに対応していただけるというような答弁もありましたので、今回の議事録をもってお返しするというのでいいのかなと考えています。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、ちょっとまとめさせていただきます。1番の電子たばこの規制については、今の法的にもなかなか難しいということ。ただ、問題があるのは認識したということで、これについては引き続き検討していただくと、執行機関にお願いをします。2番については、これはまさに課題になっているところなんで、これについても積極的に執行機関に取り組んでいただくということで、この件については、その意見をもって陳情者に議事録をお返しして、この陳情についてはこの程度までにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、陳情審査につきましては、ただいま結論が出ておりますので、そのように陳情者にお伝えをして終了したいと思います。取扱いについては議事録を陳情者にお返しするというので確認いたしました。

陳情審査については終了してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 終了いたします。

次に参ります。日程2、報告事項です。地域振興部（1）レシートを活用した区民生活応援事業の実績について、執行機関理事者から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、レシートを活用した区民生活応援事業の実績につきまして、地域振興部資料1に基づき説明させていただきます。

まず、経緯についてでございます。予算上の想定で、本事業は令和5年中に2回に分けて1か月ずつ行うことが想定されておりましたが、他の自治体の類似事業で判明した課題等を解消してから実施したということで開始が遅れまして、1回で約3か月の実施というような形になりました。詳しく申し上げますと、11月20日の広報千代田の掲載に合わせまして、本人確認登録、それから支援窓口やコールセンターを設置し、支援窓口につきましては、基本的には私ども商工観光課の執務スペース内に設置いたしました。全体的に出張所で5回ずつ出張支援窓口を実施をしたところでございます。それから、チラシの全戸配付を行いまして、12月の4日、こちら月曜日になったんですけども、切りのいいところから始めさせていただき、2月の末までの約3か月間を実施いたしました。今年の7月末日までの間、ポイントを現金やeチケットなどに交換するという期間とさせていただいております。

続きまして、利用状況でございます。参加人数は1万4,212人で、これは住民基本台帳人口の20.6%でございました。投稿されたレシート総数は85万7,000枚余でございまして、ここに印字されていた金額の合計は20億5,190万円余となりました。レシートが1枚でも投稿された店舗につきましては2万3,760店舗、これについては過去の同じ趣旨の事業と比較すると一番多かったというものでございます。それから、区民の皆様ポイントとして還元されたのは2億7,000万円余で、原資、予算の節で申し上げますと、補助及び交付金の部分についてですけれども、この原資に対する執行率は79.9%でございました。それぞれ還元されたポイントを現金に換えたりeチケットに換えたりしたわけですけれども、使われなかったポイントが577万円余分でございまして、還元額の2.1%、言い換えれば還元ポイントの98%がきちんとお使いいただいたということになります。

今回はデジタルを活用したということで、実施中は私どもがダッシュボードというそのときの利用状況を随時集計して見える化できるツールでございまして、こちらのダッシュボードで常にその状況を確認できました。また、終了後も情報の一部を提供してもらうことができました。

このデータについてご説明しますので別紙のほうをご覧くださいと思います。1番につきましては、投稿された1枚のレシートに印字されていた金額の傾向でございまして、全体の約8割が3,000円までのレシートだったことが分かります。これはもちろん1日の還元金額の上限であるとかレシート枚数に制限があったということもございまして、基本的に日々の生活の中でご利用いただいていたものと考えております。例えば、過去に行った事業のプレミアム付商品券であるとかスタンプカード事業については、家電などの高い金額の物品を購入することに使われたというご指摘も頂いておりましたので、その点では非常によい取組だったかなと考えております。

また、2番でございますけれども、こちらでは男性より女性の利用が多かったこと。また30代から60代の中で多くご利用いただいたことが分かります。

3番の商品ごとの利用状況につきましては、当然と言えば当然ですが、食料品であるとか飲食関係のレシートが一番多かった。一方で、この表につきましては上位4位までをお示ししているところなのですが、4位に書籍・文具が入ってございました。これはこの表の中にはないんですが、衣服であるとか装飾品、医薬品、化粧品よりも多かったということでございます。4位に書籍・文具が入ってきたということは千代田区ならではののではないかなと考えてございます。

4番の地域別の参加率では満遍なくご利用いただいたというふうに考えてございます。

それから、5番につきましては、参加者がどのぐらいの還元を受けられたかということでございますけれども、2万円以上が約6割となりました。なお、この2万円以上の中でも2万5,000円、言わば上限ですね、上限までコンプリートされた方は、この表の一番上の8,518人の中の内数にはなりますけれども6,150人でございます。これは参加者全体の43%に当たります。多くの方々께서しっかりこの制度を使っていたというふうに認識してございます。

説明については以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりましたので、委員の方からの質疑を受けます。

○永田委員 還元額が2億7,000万で、そのうち577万、2%が利用されなかったというふうになってはいますが、この利用されなかった分というのは単に消滅するというところでよろしいんでしょうか。

○高橋商工観光課長 ご本人のお手元からは消滅をいたします。一方で、千代田区に返していただくと、区に返していただくというような手続を取らせていただいております。

○永田委員 システム上、区にこの金額が返ってきて、その金額はどういう扱いというか、区の中ではどういう扱いになるんでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちらは会計のほうにお戻しいただいたというところでございます。特段それを次に何か使うというようなものではございません。

○永田委員 分かりました。それで、今回これだけ終わった後分析詳細にされて、それなりの経験値も積み重ねがあったと思いますが、区全体としての評価としては一定の効果があったということで、そこは分かりましたが、今年度は同じような事業はしないという、その他、区民生活応援事業そのものが令和6年度はない中で、今後の検討はまだ未知数だということを聞いたんですけども、これだけせっかく経験値積み上げた中で、このまま、この事業が終わってしまうのではもったいないなと思いますが、さらに来年度以降、またレシ活、あるいはその他、こういった生活応援事業をしていくに当たっての方針をお聞かせください。

○高橋商工観光課長 今回、私どものこちらの取組につきまして、委員おっしゃるとおり非常に高い効果も実感しております。また、私どもも初めて新しい視点での経験値も上げられたものだったと認識してございます。一方で、ご利用になる区民の皆様の不安であるとかご不満もかなりつながってまいりまして、大変多くのご指摘も頂きました。今後についてなんですけれども、今、商店街と共に他の自治体で実施されておりますデジタル地域通貨とか、こういったところも視野に入れて検討・研究を進めてまいりたいというふうに



考えてございます。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○入山委員 今、高橋課長よりデジタル地域通貨という話もあったと思うんですけども、今回ある程度一定程度の成果が見られたと思うんですけども、これは区民のためにやられたことだと思うんですけども、区の商店等々について、デジタル通貨となると端末等々必要になってくると思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○高橋商工観光課長 そこにつきましても、ちょっとこれからの研究かなとは思っております。場合によってはQRコードのように、各店舗にそういった機器がなくてもできるというものもあると聞いておりますので、その辺り、先に行っている自治体とかも含めてお話を伺ってまいりたいと思っております。

○入山委員 はい。ありがとうございます。まだまだ個人商店で頑張っているお店も多いと思うので、ぜひそこら辺をきっちりとケアしていただきたいなとも思います。よろしくお願いたします。

○小林委員長 よろしいですね。

米田委員。

○米田委員 今、デジタルのことだったんで、ちょっとだけ聞かせていただきます。先行してやっている自治体、例えば尼崎なんかは成功例であったかと思えます。そういったところからしっかりノウハウを引き継いで受けていただきたいなと思えますけど、その辺はいかがですか。

○高橋商工観光課長 私どももこのデジタル地域通貨、他区でもうまくいっている事例とまだうまくいけていない事例もあると聞いております。それが私ども千代田区にどのような影響があるのか、この辺りもしっかりと分析をしないといけないと考えております。その上で区民の皆様が使いやすくて、また商店にもきちんとバックできる、そのような制度をつくっていきたいと考えております。

○米田委員 入山委員もおっしゃっていたんですけど、個人商店とかあります。レシートのおきもそうでしたけど、レジがないとか、そういったときにどう対応するかと、前にも言いましたけど、IT補助金とか、ものづくり補助金でほぼ10分の9出たりしますんで、そういったことをしっかり活用しながら、また丁寧に教えていっていただくというのが僕は大事ななと思うんですけど、その辺も含めてご答弁いただけますか。

○高橋商工観光課長 委員おっしゃるとおり、始まる前にもご指摘いただきました。私どもはご利用になる区民の皆様に視点がかなり寄っていたところもございまして、そこを企業の皆様、店舗の皆様にちょっとご説明が不足していたところもあったかもしれません。なので、その辺りはきちんと反省して、まず国の補助金、せつかくあるものは使えるようにきちんと周知等を考えていきたいと思えます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○田中副委員長 こちらの利用状況の中で参加人数が全体の20%ということが出ましたが、以前実施されたデジタルではないスタンプだったりとか、そういう応援事業の参加の

割合というのは今はデータはおありでしょうか。

○高橋商工観光課長 過去に行ったものが紙で実施したりしていたものって、例えばスタンプカードであれば1人当たり対象者によって10枚と12枚が違ったりとかいろいろございまして、ちょっとその人数というのが把握できていないというのが実情でございます。

○田中副委員長 はい、分かりました。なかなか100%、人口の10割を網羅するというのは大変なことだと思いますので、20%というのはなかなかいいんじゃないかなと思います。あと、年代ごとのデータのところで参加状況で、やはりいつも支援などから外れている現役世代が多く、40代、50代、30代の順番で使われているということは、これはこれでいいんじゃないかなと思うので、引き続きのご検討をお願いできればと思います。

○高橋商工観光課長 今回、他区の状況がどうだったかなというのも含めてちょっと確認をさせていただいたんですけども、例えばですが、お隣の新宿区さんとかではプレミアム付商品券をやられたりしました。人口が多いということもあるんですけども、参加率がやはり25%ぐらいということで、あまり変わらないというところがあり、いろんなやり方があるけれども、参加する人はするししない人はしないんだなというのが分かった一方で、やはり参加したいけれども参加できないというのはなくさなきゃいけないと。これは今回の反省でございますので、その辺りもしっかり考えていきたいと思います。やはり区民の皆様の生活支援を考えて行う事業については、現役世代もちろん、そうでない世代も使えるように考えていきたいと思います。

○小林委員長 はい。  
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

そうしたら、ちょっと一つあれなんですけど、このレシートを活用した区民生活応援事業で、千代田区の商店街の方は、先ほどお打ち合わせしているとか言っていましたけれども、これをやったことによって影響、メリットがあったとかデメリットがあったとかいうのも取っているんでしょうか。

○高橋商工観光課長 実はこちらでご報告をさせていただいてから商店街とお話ししようと思っていたので、それはこれからでございます。

○小林委員長 これから。

それから、先ほど委員の方から指摘もありましたけど、今後こういうレシ活もそうなんです。いろいろな取組があった。今まで紙での取組とかあった。で、地域通貨の方向へ行くかもしれないといったところで、近隣区でやっている状況も含めて、紙の取組も全部含めて、一旦商店街と話し合っ、終わってからも結構なんで、その辺の整理をさせていただいてご報告いただけないでしょうか。イメージとして何かというと、どの方向がいいかということも、また委員の中でも共有をしたいと思うんで、こういうレシ活をやるにしても、いや、紙がいいんじゃないかって区民から言われたときも、一旦整理をしておいて、こういう方向で区は進んでいこうとしているというのを、先ほど永田委員も指摘していただきましたけど、一定の整理が必要かと思うんで、これを機会に一度整理したら、また区の方角性も含めて、デメリット、メリット含めてご報告いただければと思うんですけど、いかがで

しょうか。

○高橋商工観光課長 まず、商店街の皆様とまずお話しさせていただいて、例えばですけれども、各商店街でどのような影響があったかとか、もしかしたら調査が必要になる可能性もございます。その辺りもきちんとやり取りしながらできる限りご報告をできればなと考えておりますが、ちょっとその辺りお話をさせていただければなと思います。

○小林委員長 打ち合わせしながら。

○高橋商工観光課長 はい。

○小林委員長 で、どちらに趣を置くか、力を入れるかというのがあって、両方入れるかというのがあって、その辺も、例えば区民の生活応援をするのか、商店街振興をするのか、両方するのかと、いろいろぼけてきたりするんで、その辺の整理も含めて、商店街でやったから商店街にいいことばかりやってもしょうがないわけで、ばかりということはない、どっちにしてもいいことになるんで、その辺の整理も一旦しておいてもらったほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおり、商店街の皆様も結果として区民の皆様喜んでもらわなければ意味がないというふうにおっしゃっていますので、それは当然そのようになるように私どもの制度設計、検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 このレシ活の原資は、何というんですか、国からの、何というんですか、物価高等に対する補助金の一部を使ってやっているということだと思んですけども、今後、多分これからもそういう補助金の原資を国が考えているというような話もあると思うんですが、これ、その間は、今、委員長がお話ししたような方向でやっていただけと思うんですが、もしそれがなくなってしまうと、やっぱりこれから多分物価高というのはそんなに簡単にならないという中で、やっぱり国からの原資がなくなると、やっぱり千代田区としてはちょっと1回止まらなきゃいけないとか、そういう状況なんではなか、いかがでしょうか。

○小林委員長 じゃあ併せて、歳入、今回のこれをやったときの歳入も教えてください、アバウトでいいです。自主財源なのか、今言った——分かなければいいです。

○高橋商工観光課長 実はこの事業なんですけれども、予算の段階では全額区の単費を想定してございました。その上で、執行の中で国の補助金が充てられるということが分かったということもございまして、大変申し訳ない、今ちょっと幾ら入ってきたかというのは手元にはないんですけども、少なくとも私どもが検討する中では、当然補助金を使えるものは必ず使いますけれども、今のこの現状、それから区民の皆様のご生活状況とか商店街の状況、その辺りを広く考えまして制度を実施するものだとして認識してございますので、国の補助金がないから行わないというような認識はございません。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですね。ありますか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）レシートを活用した区民生活応援事業の実績についての質疑を終了いたします。

次に、（２）北の丸公園におけるインバウンド向け特別体験ツアーの進捗について、理事者から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 引き続きまして、北の丸公園におけるインバウンド向け特別体験ツアーの進捗についてということで、前回の委員会でご報告させていただきましたことについて、大体実施することなどが決まってまいりましたので、今回ちょっと初めて北の丸公園を使わせていただくということで、皆様にも情報提供をさせていただくというものでございます。

事業名につきましては「Special experience in "The Heart" of Tokyo」ということで、東京の中心で特別な体験をというところでございます。運営につきましては、運営から日時、会場につきましては前回と変わってございません。対象なんですけれども、これがもともと観光庁のインバウンドを対象にした補助金を使わせていただくというところだったのでインバウンドを想定していたんですが、観光協会と観光庁との間の打合せの中で、それ以外の、例えば国内の旅行者であるとか、希望者、どなたでもいいというような形になりまして、今は広くお受けしているという状況でございます。

販売プランといたしましては大きく２種類ございまして、一つは食事付のフルパッケージのものでございます。詳しくは後ほど説明させていただきます。もう一つはライトパッケージということで、野点体験であるとか浮世絵鑑賞だけをやっているというものです。

この観光庁の補助事業の条件といたしまして、３倍以上の付加価値をつけよというようなものがございまして、ちょっと金額はフルパッケージのほうが１０万円、ライトパッケージのほうが２万円とちょっと高額になっているところでございます。

１０月１日に観光協会のウェブサイト等で掲載し、申込みを開始しました。２４日に国内でのプレスリリースを実施してございます。このプレスリリースについて別紙でつけさせていただいておりますので、こちらをご覧ください。このプレスリリースなんですけれども、同じ事業について何度もやるということができません。なので、国内についてはこのタイミングがいいだろうということでこのタイミングで行ったものでございます。

１枚おめくりいただきまして次のページ、ちょうど真ん中ぐらいにグレーのところから５番まであります。この１から５全てがフルパッケージでございまして、ライトパッケージについては１番と２番でございます。それぞれ詳細についてはその下から入っているところですが、一つは野点体験をする。それから次のページのところで旧近衛師団の司令部の庁舎を使わせていただいて浮世絵の鑑賞を行います。こちらについては日比谷の文化財事務室と連携いたしまして、三谷家所蔵の浮世絵作品を展示するというところがございます。

それから、北の丸公園屋外になるんですけれども、ミシュランガイドの２つ星シェフの方にご協力を頂いて、食事体験、それから次のページでは、この食事の中で豊島屋さんの「飲むみりん」というところをちょっと体験していただきます。それから、日本舞踊と和楽器の演奏がございまして、こちらの「禮（REI）」という方々は、かなり技術を習得

されていて、将来の人間国宝などとも言われている方々ですので、こういったものを体験していただきながら日本のよさを知っていただくというものでございます。

それから、次のページ以降なんですけれども、今回、観光協会はこの事業を実施するに当たってかなり広く連携をすることを努力していただきまして、一つは、皇居東御苑の中のガイドツアーをこれに合わせて英語でやっていただくというものでございます。

また、1枚おめくりいただきますと、東京国立近代美術館、こちらも英語で中をツアーみたいな形で見ていただくというものを実施いたします。それから、国立公文書館の和綴じ体験、これも英語で参加できるように準備していただきました。このような九段地域一帯を連携しておりまして、この事業に向けて、または今後につながるような形をつくっていきたいということで観光協会さんのほうで努力していただいているというところでございます。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方からの質疑を受けます。

○のざわ委員 今回の取組は、やっぱり観光庁でしょうか、8,000万円の国からの予算をつけてという、非常に何かパラダイムチェンジ的なものに私には感じるんです。何が申し上げたいかということ、この告知に関しましてプレスリリース等々でされていると思うんですが、例えばこれだけのすばらしいものなんで、私がまちを歩く中でも、普通に最近各国大使館の大使に会ってこれくらいあるような状況ですので、例えば、日本の例えば23区内ぐらいかにある大使館に出向いて、こういうことをやるんでもう大々的に、よく国際親善とか文化交流というのを千代田区でやりませんかというお話をそういうところから頂くケースもありますんで、そういう23区内にあるような大使館に、こういうものがあるんでどうでしょうかという働きかけをするのもタイミングなんじゃないかなと。やっていっちゃったら申し訳ないんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 今回のこの事業につきましては、始まりもこの年度内に入ってからというところで急ピッチで進めてきたというところがございます。そのため、想定できる周知方法については基本、例えば海外のそういうプレスリリースできるところであるとか、ツアーの取りまとめをしているところに連絡をしたりとか、そういったことはしてございますけれども、大使館については実施できていないというところがございます。今回、委員からもご指摘いただいたところでございますので、今後、実施できるときには、そこも踏まえて検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 よろしくお願いいいたします。

○小林委員長 ちなみに海外に対するプレスというのはどこにどんなふうにしたんですか。

○高橋商工観光課長 海外につきましては、台湾で日本旅行を企画する企業と連携いたしまして、そこで広報をしていただいているというものでございます。

○小林委員長 台湾の日本旅行のみですね。

よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 ちょっと先ほど資料をご説明いただくときに、補助金でというふうに聞こえたと思うんですけど、これ補助事業ですか、委託事業でよろしいんですかね。ちょっとど

っちな、すみません。

○高橋商工観光課長 いわゆる観光庁の補助事業と言われておりますが、10分の10ということで、観光庁としては委託事業の範疇に入っております。そのため、この実施の報告においては数字的な報告もすることになってございます。

○小野委員 はい、分かりました。今回、Aプラン、Bプランというところでありませけれども、それぞれ時間帯を区切って設計がされていますが、これは一つの、例えばAプランの場合だと、午前枠、午後枠ありますけれども、それぞれで定員がどのぐらいなんでしょうか。

○高橋商工観光課長 50人ということでございます。

○小野委員 はい。50人、ありがとうございます。今回は10分の10ということで、とはいえ運営が観光協会になっている、いわゆる委託事業ということなので、こういったものは、いわゆる利益には当然ならず、最後の額の確定というところで、そこも含めてプラマイゼロで収支を出されるという、そういう立てつけですかね。それともいろんな経費が事前にかかります。そうした経費を全て8,000万円の中でもし収め切れたとしたら、今の例えば50名の定員のところで出た、例えば単純計算するとAプランで50万とかありますけれども、その辺りのところを一部経費を除いたものが利益としてみなされるのかどうかというところなんです。

○高橋商工観光課長 参加者の参加料についてはかかった費用を超えれば全て利益とみなされるところでございます。ただ、実際にどれだけご参加いただけるかというのは、今少し、結構申込みが始まっていると、実際に申し込まれている人は来ていると聞いてはいるんですけども、どのぐらい集まるかというのは正直まだ未知数なところがございまして、それがマイナスになっても補助金10分の10なんで全て入ってくるというものでございますので、そこについて実際どうなるかはやってみないと分からないというところはあるかなと思います。

○小野委員 はい。理解できました。そうすると、しっかり売り切ってもしも利益が出たら、観光協会にとってはそれはプラスアルファでいいなというふうに思いながら聞いておりました。たしかトリップアドバイザーなんか活用されているのかなと思うんですけども、今おっしゃったように、年度内に決まって急ピッチでやられたことなので、広報がちょっと間に合わないのかなと思います。ここの対象者にある希望者というのがありますけれども、これは希望者ということは、例えば区内にお住まいであったとしても東京都民であったとしても希望する方は普通に申し込めるということではよろしいでしょうか。

○高橋商工観光課長 はい。おっしゃるとおりでございます。区民の方であっても、これはお申し込みいただけます。もちろん、それ以外の方であってもお申し込みいただけます。

○小野委員 はい、分かりました。ちょっと最後に一つだけ、これ、今回は急ピッチで進めてくださっているんですけども、例えば、今回これであんまり集まらなかったということがあったとしても、今後もこういう委託事業、または補助事業、いろいろ形はあると思うんですけども、観光庁とのこういった連携でやられるというようなご意向はどのようにお考えでしょうか。

○高橋商工観光課長 今回は観光庁の補助金を使わせていただくというところではございますけれども、やはりその場所となる会場、これが環境省が管轄してございます。その場

所を管轄しているところがどう考えるかというのもちょっと一つの重要な要素でございますので、ただ一方で、この北の丸公園はやはりもともと江戸城の様々な文化財がございますので、ちょっとどういったことができるかというのは環境省とも話をしているところでございます。私どもといたしましては、許されるのであれば、区民の皆様にそういった文化財を知っていただくであるとか、さらに北の丸公園をご活用いただくであるとか、そういった方向に持っていきたいなと考えて進めているところでございます。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○田中副委員長 前回の説明のときに、このタイトルにもありますようにインバウンド向け特別体験ツアーということで説明いただいたと思うんですけども、私もちょっとホームページに行ってみたんですけども、誰でも申し込める、外国からの観光客ではなくても申し込めるということで、この間に変化があったのかと思いますが、その辺は千代田区からの意見が届いたとか、そういうことはあるのでしょうか。

○高橋商工観光課長 私どももちろんそうなんですけれども、観光協会も当初から観光庁の補助金の条件は知っていながらも、やはり区民の皆様にという思いもありました。その中でやり取りされて、結果として誰でも参加できるという方向になったと認識しております。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。大丈夫です。

○小林委員長 はい。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、（２）北の丸公園におけるインバウンド向け特別体験ツアーの進捗についての質疑を終了いたします。

次に、（３）千代田区キャンパスコンソ フィールドワーク成果発表会の開催について、理事者から説明を求めます。

○森内産業企画担当課長 それでは、地域振興部資料３に基づきまして、千代田区キャンパスコンソ フィールドワーク成果発表会の開催についてご報告をさせていただきます。

５月の委員会にてご報告をさせていただきました地域課題解決支援事業のうち、東京都とスタートアップ事業者と区の三者協働で実施をしている区内回遊促進において、大学連携のフィールドワークの成果発表会の概要が決定し、広報千代田１１月５日号に掲載する運びとなりましたので、改めてご報告をさせていただくものになります。

１、事業の目的です。共立女子大学・短期大学を中心とする千代田区キャンパスコンソに参加の大学生との連携によって、区内の魅力的なスポットや推奨ルートを発掘するものです。学生たちからの提案を基にそれらの情報をスタートアップ事業者「リリオントリップ」社のアプリ「SASSY」に実装することによって区内の回遊を促すものとなります。このフィールドワークは共立女子大学・共立女子短期大学の教養教育科目自己開発のPBL、プロブレム・ベースド・ラーニング、問題解決型授業の社会連携プログラムの一環と

して実施をされるものでございます。それが千代田区キャンパスコンソに開放された事業として実施をしてございます。

2、成果発表会の概要でございます。タイトルは「共立女子大学・短期大学連携プログラム千代田区フィールドワーク成果発表会」、2）開催日時は11月の28日木曜日18時から最大で19時半の予定でございます。開催場所は区民ホール、この1階になります。内容につきましてはフィールドワークの概要を説明した上で、三つのチームがございまして、それぞれ調査内容や各チームで設定したテーマ、スポットなどの発表を頂く予定でございます。最後に講評を頂きます。

参加方法につきましては自由参加でございますので、事前の申込みは不要でございます。

告知につきましては、広報千代田11月5日号及び実施1週間前を目途にSNSなどで告知をさせていただき予定でございます。

3、今後につきましては、フィールドワークの成果発表を踏まえて、アプリへの反映、また区内ホテルなどでのアプリ案内などの掲示によって利用を促進するという予定でございます。

成果発表会は学生さんたちの視点で調査された結果を発表いただく場でございますので、もしお時間があるのであればお気軽に足を運んでいただければ幸いです。

ご報告としては以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、（3）千代田区キャンパスコンソフィールドワーク成果発表会の開催についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、政策経営部（1）東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事の進捗状況について、執行機関から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事の進捗状況について、政策経営部資料1に基づきご報告させていただきます。

本件につきましては、本年2月5日の当委員会でご報告させていただきました本庁舎前の道路整備に伴いまして、工作物等の移設工事について、現在の進捗状況をご報告させていただきます。

1、整備概要でございます。整備概要は表記のとおりでございます。

2、移設工事の進捗状況及び今後のスケジュールについてです。なお、図面等の資料につきましては事業施行者でございます東京都第一建設事務所のものでございます。当初の計画では本年5月下旬から工事を着手いたしまして11月下旬に完了する予定でしたが、夏場の度重なる豪雨ですとか地中の埋設管等の処理に日数を要しまして、来年1



月末まで工事がかかるとのことですので、今後の工事内容及びスケジュールについてご説明させていただきます。

資料中央の図面をご覧ください。工事範囲をエリア1、2、3と表記してございます。このうちエリア1につきましては予定しておりました工事がほぼ先週で完了いたしまして、11月中旬に施設側の段差部分になりますけれども、そこに手すりを設置するということをごさいます。今週よりエリア2で工事を行っているところをごさいます。この工事につきましては12月下旬まで工事を行いまして、その後、エリア3のほうの工事を行うということをごさいます。

資料下段のエリア2図面をご覧ください。黄色でお示ししましたのがエリア2の作業範囲でございます。来庁者の方々の動線は青色でお示しいたしました。自転車やちよくる置場は緑色の部分となります。ここの部分の工事期間といたしまして12月下旬までの工事となります。工事作業中につきましては、エリア1と同様に適切に誘導員を配置し安全の確保に努めるよう東京都第一建設事務所のほうに申し入れしているところをごさいます。

恐れ入りますが2ページ目をご覧ください。エリア2の工事の完了後、黄色でお示しいたしましたエリア3での工事を12月下旬から1月下旬までの間で行います。先ほどと同様に、来街者の方々の動線を青色で、自転車、ちよくる置場を緑色でお示しているところをごさいます。

最後に、その下の部分になりますけれども、工事完成図でございます。以前の敷地内の樹木につきましてはフェンスで囲いまして、今後、樹木診断を行いまして移植等で有効に活用するとのことをごさいます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○田中副委員長 ご説明ありがとうございました。こちらの区役所の前の通りの工事なんですけれども、今朝来たときに結構工事現場が広がっていて、今まで自転車置場だったところが全部なくなっている状態だったんですけれども、これ工事が終わりましたらまた一部自転車置場に駐輪場になると思うんですけれども、その間というのはどういうご対応とかお考えでしょうか、このままなんでしょうか。

○佐藤施設経営課長 すみません。資料のほうの1枚目をご覧くださいまして、エリア2図、一番下の図でございます。現在、黄色の部分の作業を行っていて、もともとあった自転車置場が使えないということをごさいまして、右側のもう既に工事が終わったところ、そこの緑色のところに今は置いていただいているということをごさいます。そして裏面のほうになります、最終的には新しくというか道路以外の敷地になりました完成図の左側で緑色の細長い部分でございます。そこの部分が自転車置場になるということをごさいます。ちよくるにつきましては、現状とほぼ同じような形、内堀通りに面したところに緑色で記載させていただいておりますが、そこの部分がちよくる置場になるということで、現状と同数の自転車置場の数は確保しているということをごさいます。

○田中副委員長 ご対応いただいているようでありがとうございます。その標識など、自転車置場はこちらにありますということも掲示していただいている感じでしょうか。

○佐藤施設経営課長 そういったご案内をしているところをごさいますし、また、自転車置場が分かりづらいところもございますので、九段下から東京堂の前を通って横断歩道を

渡った交差点のところにガードマンを配置して、案内のプレート的なものを持って、入り口はこちらですよ、自転車置場はこちらですよといった形で、そういう形での丁寧なご案内をしているというところでございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 大丈夫です。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

ちょっと一つ質問しておきたいんですけど、確認しておきたいんですけども、これ、千代田区がね、千代田区の玄関というか、フロントを工事するから、来る人に対して丁寧に表示をしたり、今、副委員長が質問していたけど、議員が質問するようじゃ駄目なんで、もっと丁寧にやらないといけないと僕は感じています。特に千代田区役所なんで。何をやっているかというのが分かりやすい表示、もっと分かりやすくしなくてはいけないと思うし、今後のスケジュールを今説明していただいたけど、スケジュールがどうなっているかもちゃんと表示を分かるように、1か所じゃなくて2か所にするのか、3か所にするのか分かりませんが、その辺を検討しないといけないと思いますよ。それは第一建設事務所がやっているといえども、千代田区が積極的にやらなくちゃいけない。

先ほど安全の対応と言いましたけど、誘導員を増やしてとか言っておりますけど、今、前の自転車の置場が廃止されましたよね。あそこ自転車置くからあそこを歩いてくる人もいるわけですよ。そこに誘導員なんかいませんよ。ここを通っちゃ駄目とか、千代田区の誘導員、この庁舎の誘導員はいますけど、その人たちはなかなかそういう仕事じゃないんでしょうからそういうことはやりませんけれども、そういうところも安全に対しては間違いがあったらいけないんで、誘導員についてはちゃんと対応していかなくちゃいけないと。ちよくるについても、現状今動かしちゃっているから、ちよくるで来た人はどこに置くのかとかいう表示も出ていない。どうなるかということもないというような、千代田区に利用してくる人に不便をかけてはいけない工事なんで、そこを徹底してやらないと、やっぱり丁寧な区役所になりませんよね。来てほしいという区役所にしていくためには、もう少し丁寧に対応していただきたいと思うんですけど、ちょっと見直して対応していただけないでしょうか。

○佐藤施設経営課長 すみません。いろいろまとめていただいて、ありがとうございます。工事施行者であります東京都第一建設事務所とも綿密な打合せをして表記等を行っているという部分がございます。委員長おっしゃるように、やはり来街者の方々により安全性の確保に努めながら分かりやすい表記というものも当然必要な部分と承知している部分がございますので、施設全体を管理している上におります財務省のほうとも連携しながら、もっと分かりやすい、安全に留意した形での対応に今以上に努めてまいります。対応してまいります。

○小林委員長 はい。よろしく願います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事の進捗状況についての質疑を終了いたします。

引き続き、（２）本庁舎1階・2階光壁の取外しについて、理事者から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 本庁舎1・2階光壁の取り外しにつきまして、政策経営部資料2に基づきご報告させていただきます。

1、経緯・課題でございます。本庁舎には1階エレベーターホールと2階エスカレーター横、7階議場出入口、10階図書館の4か所に光壁（和紙アート）が設置されております。これは、平成19年の本庁舎竣工に向けて、ワークショップで作成されたものでございます。これまで光壁につきましては適宜補修を行ってきているところでございますが、1・2階の光壁につきましては経年劣化による和紙の変色ですとか破れがひどく、裂けて落下することが危惧されている状況でございます。

2、これまでの補修状況でございます。平成21年から令和4年までの間で7回の補修を行ってきているところでございます。

3、今後の対応策でございます。裂けて落下のおそれがあることから、安全対策といたしまして、1・2階の光壁（和紙アート）を取り外しいたしまして、取り外した場所の暫定活用として、1階部分は当面の間は掲示板として活用し、有効な活用策につきましては庁舎内で調査・検討を行ってまいります。また、2階部分につきましては、和紙アートの後ろ側が外部からの採光が得られるように透過性のある乳白色のパネルが設置されておりますので、外部からの採光のため取り外したままといたします。

4、スケジュールでございます。2月下旬に取り外す予定でございます。平日ではなく、失礼しました。12月下旬に取り外す予定でございます。取り外しにつきましては、平日ではなく土曜もしくは日曜の休日に行うという予定でございます。

ご報告は以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。質疑を受けます。

○大坂委員 和紙アートに関しては過去にも議会の中で様々議論がされた経緯があって、それが取り外されるということで、一つの時代が終わったのかなという象徴的な感覚もあるんですけども、これに関してはワークショップで作成されたものということですので、購入に関して特に費用はかかっていないという認識なんですけれども、これまで過去何回か補修されていますけれども、トータルでかかった経費というのはどの程度になっているんでしょうか。

○佐藤施設経営課長 補修の金額でよろしいですか。

○大坂委員 両方合わせてどれぐらいかというのが分かれば。

○佐藤施設経営課長 すみません。和紙アートの部分につきましては、和紙アートだけではなくそれを設置するための周辺の造作というか、額縁ですとか、あるいは照明器具とか、そういったものも合わせた形での財産金額になっているところになりますが、そういう金額でよろしゅうございますか。すみません。本庁舎1階部分の光壁部分、和紙とその周辺も含めてでございますが、約800万円でございます。2階部分につきましては約350万円でございます。これまでの補修でございますが、合わせて約200万円程度の補修の金額がかかっているところでございます。

○大坂委員 この金額が高いと感じるか、それなりだなと感じるかというのは人それぞれかなとは思いますが、私はそれなりの金額がある程度かかったのかなというふうに思っています。それが耐用年数として適切だったかどうかというのも、これもまた人それぞれの判断かとは思いますが、ある意味区の玄関に設置をした象徴的なものがある程度お金をかけて維持してきたものが取り外されるということに対して、やっぱり一定程度区としても精査をしてどうだったのかなということは考えていかなければいけない。それは今後様々なものを設置するに向けての検証になっていくんだらうと思っているので、そういったところで、今回これ外さなければならなくなったこの事業といいますか、その成果というか、どういうふうに考えているのかについてお答えください。

○佐藤施設経営課長 和紙アートに限らず、本庁舎につきましては、旧庁舎がかなり老朽化していった新しい場所という中で、ここの場所、国と一緒に第3合同庁舎という形で設置してきたというところでございます。ただ、それが内向きだけではなく外向き、様々な区民の方々も連携しながら何かできないかといった部分の中から今回——今回というか当時そういう形での和紙アートというもので整備してきたというところでございます。区内の小学生の方々、それと一般区民の方もご参加いただいて作ってきたと。やはり新しい庁舎に対して連携しながら区民の方々、地域の方々と連携しながらやってきたというのは一つの成果ではないかなというふうに思っております。ただ、物的に和紙といったところがございましたので、これが長い間そのまま使えるというのもなかなか難しい。適宜補修はしてきた部分はございますので、やはり一定の成果というものは当然あるかなと認識しているところではございますが、今回のところについてはある程度の取り外すというのはやむを得ないかなというふうに思っております。また、今後、施設建設等、施設経営課のほうで行っているところがございますが、そういった中でも、ただ建物を建てるということではなくて、地域の方々との話し合い、あるいはご要望をお聞きしながら、今までもやっているところではございますが、連携しながら、連携しながらやっていくというのが非常に大切かなというふうに考えているところではございます。

○大坂委員 はい。ありがとうございます。そういった区と区民の方々との連携・協働という形で何か成果物を区の玄関とも言える場所に設置をしたことに対しての成果というのは私も納得はいたします。ということであれば、今後、1階のエレベーター前が当面の間は掲示板として活用するけれども、その先は様々な検討していくということなんで、その部分についても、これまでのコンセプトを踏襲したような形で区民の皆さんと何か形ができればいいのかなというふうに思っていますし、和紙アートの場合は長年設置をしていましたけれども、10年、20年ということではなくて、もう2年、3年サイクルで様々なものを制作するというのも一つの案としては考えられるのかなとも思いますし、そういった根本的な基本的な考え方というのはぜひ踏襲をしていただければいいんじゃないのかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 はい。ありがとうございます。これから具体的には調査検討を深めてまいるというところではございます。ご意見いただきましたことも踏まえまして、どういう形が最適なのかと。また、おっしゃっていただいたように、もう決めたらそのままということではなくて、2年、3年のスパンでまた新たに更新していくというようなやり方もあるかなと思いますので、そういったことを踏まえながら検討してまいります。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 今ご報告が施設営繕課長だからそういう報告をされるんで、これ、今、大坂委員が指摘されたように、ちょっとこれが設置されたそもそもの経緯からいかないと見直すといっても整理するというのもなかなか整理できないんで、ちょっとご指摘させていただきますと、これはそもそも和紙アート自体が、これ、京都のフジキ先生のところにその時の担当部、部課でいうと福祉部が区長と一緒にいったのかな、行かれてお願いをして無理に区民のために作っていただいたものですよね。これ議論がずっとあったんですよ、委員会で、これが適切かどうかというのを。ただ、ワークショップで区民参加型でやりたいと。これについては前区長が、区民に直接こういう芸術、和紙アートを触れ合っほしいということで、感じてもらうというところで、玄関、言わば入り口、玄関に置いて、それとまた合わせてかがやきプラザにも置いたんですよ。かがやきプラザは照明という形で、これも議論があって、なぜ照明なのかとかいろいろあったんだけど、こっちも併せて報告がないと、本当はいけないんですね、ここだけどうのという話じゃない。和紙アートについて全体を総括していかないといけないと。

その総括をするにあって、触らないでくださいということがついていないんですよ。普通、いろいろなものだったら、芸術品だったら、これに手を触れないでくださいという掲示がよくありますよね。それが無いの。なぜないのかというと、触れてほしいと前区長が言っていたんですよ、和紙アートというのを区民に触れさせてほしいというようなところから経緯ですと来たんで、その大きな時代が終わったと言われるんですけど、時期が来て、これにまさに取るときに見直しが必要とはいけない。その見直しをするのは営繕課じゃないんですよ。営繕課が見直したって、営繕課は安全を考えて取ったほうがいいねと。改修で汚れていますね、直しましょう、修繕しましょうというのは営繕の仕事だけど、これはそうじゃなくて、一番初めのコンセプトがそうじゃなかったから区としての見解があるんですよ、外すときには。その見解をやっぱり示していきたいということが一つの今回の現象を解決するというか、総括しなくちゃいけないところだと思うんで、その辺は一度、区内、区のだこの部署がこれ、今後この和紙アートも管理していくのか。

これ、芸術品ですから、処分しちゃうわけじゃないんで、取っておくのか、また使うのかも含めてあるんですけど、今、これをやる原課が多分福祉部かどうかももう分からないはずなんで、区としての見解をしっかりと取ってほしいと思いますけれども、その辺は営繕ではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○夏目財産管理担当部長 今ご指摘いただきました件ですが、今回、やはり和紙アート、光壁が本庁舎にあるということで、本庁舎管理の一環として施設経営課のほうから報告をさせていただいております。先ほど担当の課長からも報告を申し上げましたが、今後の活用方法については、当面やはり本庁舎の管理の一環として施設経営課が中心となってその検討の会議や何かを持っていこうかなというふうに考えているところです。ご指摘の件につきまして、今後のその検討の内容にもよるかと思うんですが、区として今の1階のエレベーター前の場所、主にエレベーター前の場所の検討になるかと思いますが、その管理の仕方なんかを考えていく中で、その活用の中心となる部署などについても考えていく

べきかなというふうに思っております。当面、本庁舎管理の一環としては施設経営課が中心となって検討を進めさせていただきたいと考えております。

○小林委員長 かがやきプラザもありますよね、和紙アートが。そちらのほうは施設経営課でしょうか。

○夏目財産管理担当部長 今、かがやきプラザのことをご指摘いただきましたが、かがやきプラザにもタペストリーと、あとは照明のところにその和紙アートが使われております。実はかがやきプラザのほうのタペストリーも少し破れていて、そこに関しては、今、保健福祉部のほうで、何だっけ、補修ができるかどうかの可能性も今探っているところとなっております。かがやきプラザの庁舎管理のほうは今保健福祉部ですので、そちらの保健福祉部のほうで対応を検討するということになります。

○小林委員長 ちなみに制作者であるフジキ先生。失礼しました、堀木先生。堀木先生は、そういう修復するときは、区はそういうのをお断りするんですか、芸術品なんで、タペストリーとか照明とか。

堀木先生です。失礼しました。

○佐藤施設経営課長 すみません。補修の部分、補修につきましては……

○小林委員長 補修活用ね、今後、補修するし活用することもあるわけでしょう。

○佐藤施設経営課長 今まで本庁舎の部分の補修については制作をしていただいたところに補修をしていただいているというところでございます。

○小林委員長 ですよ。それはどこですか。あれ、ワークショップで作っているからワークショップに入っている会社。

○佐藤施設経営課長 すみません。

○小林委員長 堀木先生か。

○佐藤施設経営課長 そもそも全体的な、今、委員長がおっしゃったところの京都になりますけれども……

○小林委員長 ですよ。

○佐藤施設経営課長 その方に来ていただいて、今まで補修をしていただいているというところになります。

○小林委員長 ですよ。今後もということですよ。勝手に芸術作品でいじれないでしょ。その辺はどうなんですか。まあ、いいや。分かりました。それを全部合わせて今後対応を教えてください。

○夏目財産管理担当部長 今の経緯とかかがやきプラザの対応につきましても、今後また本庁舎の活用を検討した結果などもありますので、時期を見て、またご報告なりご相談させていただければと思います。

○小林委員長 はい。お願いします。

それでは、質疑ございますか、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。（２）本庁舎１階、２階の光壁の取外しについての質疑を終了いたします。

次に、（３）（仮称）四番町公共施設新築工事の設計変更等についてですが、（４）の（仮称）四番町公共施設新築工事について、（５）の（仮称）四番町公共施設新築電気設

備工事について、（6）（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事について及び（7）（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事については関連するため5件まとめて理事者から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 すみません。（仮称）四番町公共施設新築工事の設計変更等について、政策経営部資料3に基づきご報告させていただきます。

ご報告の内容でございますが、この後にご報告いたします契約に関しての内容のご説明となります。

1、工事概要でございます。表記のとおりでございます。

2、これまでの契約変更概要でございます。これまでに3回の契約変更を行ってきております。（1）第1回契約変更として、区営四番町住宅、四番町アパートに入居されている方々の仮移転先でございます麴町仮住宅の工事の遅れによりまして5か月の工期延長の契約変更を行いました。

（2）第2回契約変更として、区営住宅の入居者の方々の移転に際して丁寧な対応を行いまして9か月の延長と既存建物解体に伴うアスベストの除去といたしまして7.5か月の延長、合計16.5か月の工期延長の契約変更を行いました。

（3）第3回の契約変更といたしまして、インフレスライドへの対応と地下解体の施工方法等の変更を昨年度行わせていただいたというところでございます。

3、工事の進捗状況でございます。左側の図面が上空からの画像でございますが、配置でございますが、右斜め上の部分が東郷公園というところでございます。右側の画像が地下の施工状況でございます。おおよそ9メートル程度掘削を終わって地下の躯体工事に入っているというところでございます。周辺の壁のように見えるところが山留めでございます。鉄骨と木の板で覆われていて、周辺の土が崩れないように、崩壊しないように赤色の鉄骨で押さえているというところの画像でございます。くい工事及び掘削工事は既に完了いたしまして躯体工事を行っているというところでございます。画像は鉄筋を配筋している状況の画像でございます。9月末の出来高といたしまして40.9%でございます。かなり数字が上がっているように見えますが、これは既存の2棟の建物の解体工事もこの中に含まれているため、数字が上がっているというところでございます。現在工事のほうでございますが約1.5か月程度の遅れが出ているという状況でございます。

恐れ入ります、2ページ、次のページをご覧ください。4、変更予定内容でございます。五つの項目について変更を行う予定でございます。

（1）インフレスライドです。工事請負契約書第24条第6項に基づき、賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更を行います。

（2）工期延長でございます。本年7月8日の当委員会でご報告させていただきましたが、建設業における働き方改革関連法が5年間の猶予期間を経て本年4月1日から施行され、時間外労働の上限規制等が適用され、当工事におきましては、現在の工期であります令和8年8月14日までの間に190日程度の工事日数の不足、期間といたしまして約9.5か月の不足が見込まれることから、この後ご報告いたします工期の短縮方策と合わせて6.5か月の工期の延長を行いまして、それに伴う共通費等の現場経費が増額となるというところでございます。

（3）工期短縮方策でございます。①躯体ボリュームの精査及び階段の一部鉄骨化でご

ざいます。躯体のボリュームにつきましては、各部位ごとに詳細な構造計算を行いまして、建物が一番下の耐圧版と申しますが、その部分の厚み、当初設計では1メートル80センチでございましたが、各所部分的に構造的に支障がない範囲で1メートル50センチとして30センチ少なくして作業量を削減いたします。また、住宅部分のコンクリート製階段を工場製作の鉄骨製階段に変更いたしまして現場における作業の軽減化を図ります。次に、コンクリート打設時の下階、下の階のサポート、突っかい棒になるんですけども、それを特定支柱（クイックサポート）というものがございまして、それに変更することによりましてコンクリート打設後の下階での作業が早く行われるようにということを行ってまいります。

②住宅階のプレキャストコンクリートの採用でございます。これにつきましては、住宅階は同様の形状が多いという部分がございますので、住宅階の床のコンクリートを現場では打設せずに工場で作成したコンクリート製品のプレキャストコンクリートに変更いたしまして作業の効率化を図ります。

③鉄筋の継手方法の変更でございます。全部で約2万500か所でございます。鉄筋の継手につきましては、構造的に一体的なものとして強度が求められております。細い鉄筋につきましては重ね継手として構造的に必要な所定の長さを重ねますが、太い鉄筋につきましてはガス圧接継手によって一体的な鉄筋といたします。当初設計では一般的なガス圧接継手を計画しておりましたが、ガス圧接を行う技術者不足や、圧接に際してガスバーナーを使用することによりまして、雨天や強風などの天候に作業が左右されるため、安定的に作業が行えるように機械式継手に変更いたします。これらを行うことによりまして約3か月間の工期の短縮を図ります。

（4）当初設計からの変更といたしまして、①建設発生土処分場の変更でございます。現場にて掘削いたしました土を当初予定しておりました処分場に搬出していたところ、受入地のほうから、搬出した土、粘性度、粘土みみたいなものなんですけれども、その含水率が基準値が40%でございまして、それを超えているため受入れできないという連絡がございまして、急遽ほかの処分場に変更して搬出いたしました。ほかの処分場につきましては、民間の処分場、あるいは東京湾の埋立て、埋立てにつきましてはの処分場についての含水率が80%が上限となっておりますので、搬出を行ってきたというところでございます。ただ、一方で80%を超える含水率の土も発生しておりましたので、それにつきましては泥土、泥として処分をしたというところでございます。

②自動制御システムの変更でございます。この設計でございますが、令和元年度に行いまして、その空調の自動制御システムが現在廃盤となってしまったために新しいシステムに変更させていただきます。

③空調設備機器の冷媒の法適合対応でございます。令和4年に施行されましたフロン排出抑制法によりまして、エアコンの冷媒製造規制が令和7年4月から適用されることとなります。現行の冷媒を使用した機器が廃盤となるため、新しい規制に適合した冷媒搭載空調機器に変更、88台でございますが、変更させていただきます。

（5）所管課要望といたしまして、感染症対策といたしまして、保育園・児童館部分の手動で設計しておりました手動水栓を自動水栓に変更、53か所でございますが、変更いたします。



最後に、5、契約工期の変更でございます。令和8年8月14日までの工期を6.5か月延長させていただき、令和9年2月26日とさせていただきます。ただいまご説明いたしました内容についての契約変更を予定しているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

引き続き契約課長のほうから。

○武笠契約課長 では、（仮称）四番町公共施設の工事の建築工事と3件の設備工事の変更について、政策経営部資料4から7を一括してご説明いたします。

第3回定例会で補正予算についてご審議いただきまして、ただいま施設経営課から工事の設計変更についてご報告があった内容の契約手続となります。本件は第4回定例会でご審議いただく予定のため、事前に情報提供させていただきます。

まず資料4、新築工事についてです。契約金額が6億5,406万円、7.7%増加し、91億6,951万4,412円となるものでございます。

主な変更理由ですが、スライド条項適用による増額、施工方法等として工期延長も含んでの変更による増額となっております。

契約期間は、現在の8月14日から令和9年2月26日まで延長する予定でございます。

次に、資料5、電気設備工事についてです。契約金額が1億4,687万2,000円、20.7%増加し、8億5,551万4,000円となるものでございます。

主な変更理由ですが、スライド条項適用による増額。工期延長による増額となっております。

契約期間は建築工事同様、令和9年2月26日まで延長する予定でございます。

次に、資料6、空調設備工事についてです。契約金額が1億2,773万2,000円、23%増加し、6億8,398万円となるものでございます。

主な変更理由ですが、スライド条項適用による増額。施工方法等の変更による増額。工期延長による増額となっております。

契約期間は令和9年2月26日まで延長する予定でございます。

次に、資料7、給排水衛生設備工事についてです。契約金額が1億478万6,000円、21.9%増加し、5億8,385万8,000円となるものでございます。

主な変更理由ですが、スライド条項適用による増額。施工方法等の変更による増額。工期延長による増額となっております。

契約期間は令和9年2月26日まで延長する予定でございます。

続きまして、インフレスライドについて改めて説明をというご要望を頂いておりましたので、4から7について参考資料をご用意いたしました。参考資料インフレスライドについてをご覧ください。

初めに項番1、インフレスライド条項の運用についてです。国は毎年公共工事設計労務単価を定め公表しています。また、新・担い手三法では、建設業の担い手確保のため働き方改革に関して休日の確保の推進などが行われるとともに、スライド条項の適切な活用が発注者の責務として定められるなど、適正な請負金額の設定について規定しています。こうした背景から、国は新労務単価の早期適用を各自治体に対して要請し、千代田区も一定の工事契約についてインフレスライド条項の適用を行っております。なお、区の運用は国

のマニュアルに基づいており、東京都と同様でございます。

項番2、契約書における契約金額変更の規定は、約款第24条にあります。第6項がインフレスライドの規定となっております。

項番の3、インフレスライドの仕組みです。残工事が2か月以上ある工事を対象に基準日以降の残工事に対する変動前後の差額を変更するものです。既に出て上がっている部分には適用されず、残工事の1%は受注者負担となります。

失礼いたしました。裏面に参りまして、項番の4、こちらがインフレスライドの手続きでございます。こちらに記載のフローは区のホームページで公表しているものと同じです。

続いて、スライド額の算出については、次のページ、項番5に計算式などを記載してございます。計算式は国のマニュアルのとおり、算出に用いる単価は東京都積算単価とすることなどを明記しております。

次のページに参りまして、項番6では公共工事設計労務単価の変動についてお示ししてございます。公共工事設計労務単価は5年度から6年度では全国全職種平均で5.9%増、公共工事において広く従事されている主要12種では6.2%増となっている状況です。

さらに次のページに労務単価の推移のグラフがございまして、平成25年度から上昇が続いており、四番町の工事が積算された平成31年度からですと、単純平均の伸び率で全職種20.6%、主要12種21.2%の増となっております。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これらの案件は第4回定例会で議案になる予定案件です。事前審査とならないようにご協力ください。資料請求等ございましたらお願いいたします。質疑を受けます。

○のぞわ委員 前回の10月15日の企画総務委員会で、千代田区公共施設等総合管理計画、これが策定する中で、これを年1回その数字を変えたものを発表していきますと今お話が財産管理課長様のほうからあったと思うんですけども、そうすると、今ここにございます資料のインフレスライド条項の運用等々で、これ何ページですかね。私が見るだけでも4ページ目ですか、相当のこれから人口減の中でマイナス等々で、すごく物価上昇、賃金、人件費等々上がる。これが補正予算に必ず効いてきて、このような形で補正予算の改正が来るものが、これ、先ほど申し上げました、この総合管理計画のほうに毎年反映をされるんだと思うんですが、これ、1回開示をすると、多分みんなこれを見てきて、千代田区の全部の財産額を見れて、維持管理等で約90億ぐらい年間かかるというようなお話だったと思うんですけど、それを見ながら、そこにこういう値上げの部分が上がると維持管理費も上がりみたいな、そこに例えば和泉小学校の建設があの中に入っているかどうか分からないですけども、あと今回の千代田区のこの開発計画が、九段南一丁目の開発等々で、これも何か220億ぐらいかかるみたいな話になると、執行率の、今、毎年の執行残の100億円を使い、基金の部分も使用しなきゃいけないとか、そういう流れが皆さん見えてくると思うんですが、この契約による補正予算の金額というのはそういう形でどんどん全体方針、総合管理計画のほうに毎年反映をされていくという認識でよろしいんでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 先日ご説明した公共施設等総合管理計画との関係なんですが、まず、公共施設等総合管理計画の中で毎年更新していくのは10年程度の中期的見通しと

ということで、その内容というのは、例えば大規模修繕の時期ですとか更新の時期ですとか、そういったスケジュール的なものは毎年見直して公表してまいります。一方、かかる経費というのは、先日、今後40年間ということはかなり金額を大きな額で見直しをお示したところですが、まずはこの計画の策定時点での見直しをお示したものです。

○小林委員長 すみません。今、審査に入っているんですけど、ちょっと事前審査に当たるところまで関係してくると思うんで、のざわ委員、事前審査に当たる可能性があるんで、質疑としてちょっとどうしますかね。4定までの間でその点の資料を頂くとか、ちょっと関係してくる。よろしいですかね。（発言する者あり）全体的にね、要するに今回のこれが出てきたことによって影響がありますね。影響がない。あるでしょう。（発言する者あり）関係ないレベルのが。でも、実際は関係、これが見てくると全体的に影響してくるかという質問になると事前審査になっちゃうんで。

○のざわ委員 そうですね。

○小林委員長 今、関係ない部分だけ答えてくれて、のざわ委員については関係ある部分は今度の議案審査でやっていただくということとしたいと思えますんで、よろしいですね。じゃあ、すみません。関係ないところだけお答えください。失礼しました。どうぞ。

財産管理担当課長。

○夏目財産管理担当課長 先ほど申し上げた公共施設等総合管理計画の中では、まず毎年更新していくのはスケジュールのほうになります。40年間の将来費用はこの時点で1回お示しをいたしました。で、個別の既に工事の時期に入っているようなものについての個々の契約変更等に基づく額につきましては、今回お示しをした40年間の経費の見込みの総額には当然、そこはもうそのままなんですけど、実際の財政見直しの中では、そこは対応していくものであろうというふうに考えております。そこはその情報を毎年更新していくということではございません。総合管理計画の中で将来の負担額、40年間の負担額というのは毎年更新していく予定は、今のところはございません。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それじゃ、ちょっと資料の関係ですけど、設計変更と工事の変更について、先ほど変更内容（3）でボリュームの件とか、いろいろ採用した件、（4）での変更の件、それから（5）の感染対策として水栓を増やしたとか、工期が増えたとかあるんですけど、変更する前と後のどういうふうに変ったもののコスト、このときがこれで、このコスト、水栓にしたら幾ら上がったとか、その分の細かい、細かいというか、比較ができるような一覧表を出してもらえないでしょうかね。

○佐藤施設経営課長 分かりました。すみません。細かい単価までは公表はしていないという部分がございますので、数量と全体の金額的な形になろうかと思いますが……

○小林委員長 そうです。だから幾らぐらい上がったのか。

○佐藤施設経営課長 前後の比較というような形で……

○小林委員長 そうそうそう、比較が分からないと。

○佐藤施設経営課長 はい。整理させていただいて、事前にちょっと正副委員長とご相談させていただいた上、ご報告させていただきたいと思います。

○小林委員長 細かい単価まで分かっちゃうと、いろいろな影響があるからいいんですけど、審査するに当たってどんなものかというのをお願いしたいと思います。

それでは、質疑、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、政策経営部（3）から（7）までの（仮称）四番町公共施設新築工事に関する質疑を終了いたします。

次に、（8）二七通り東地区歩道拡幅工事について、執行機関から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、二七通り東地区歩道拡幅工事について、政策経営部資料8に基づきご説明いたします。

項番4に記載のとおり、契約金額が3,134万7,800円、11%増加し、3億1,514万7,800円となるものでございます。

主な変更理由ですが、1点目は交通誘導員増による増額です。こちらは沿道の住民や店舗からの声を受け作業時間を調整したために作業日数が増えたこと。警察との協議の結果、変則的な施工時間帯で通行止めが発生する作業はより安全に配慮する必要があるため、交通誘導員の追加配置の指導があったことによる増額となっております。

2点目は、雨水桝及び取付管の箇所変更による減額です。こちらは下水道局との協議により既存の穴を再利用する箇所が増えたことによる減額となっております。増額と減額がありますが、全体として契約金額が増加となっております。

本件は第4回定例会でご審議いただく予定のため、事前に情報提供をさせていただきます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 説明が終わりました。これも同様に4回定例会で議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようご協力をお願いいたします。資料等要求がございましたらお願いいたします。

○のざわ委員 これ、まだ工事が始まったばかりということで、前にちょっと教えていただいた際に、一つのこの道路の工事の理由の一つに電柱の地中化というのがあるというふうに教えていただいたんですが、首都直下地震がいつあるか分からないという中で、電柱を私も埋めるのはいいことだと思っていたんですが、電柱を埋めてしまうと、科学的には分からないんですが、見た目、外に出ていると切れても、地震があってもすぐ復旧できるかなと。ただ、埋めちゃうとぐちゃぐちゃになっちゃうと、ぐちゃぐちゃなのを直して電気を入れると時間がかかるのかなと。何を言っているかということ、区として工事をするに当たって、電柱の地中化をすることに対して、何か、何で電柱を埋めたんだというのを、何か訴えられたときに、いやいや、これこれこういう理由で電柱地中化はいいことですよという、何か訴訟に対するリスクとして、何かそういうことを担保しておくことがこの時期ですので必要じゃないかなと思ひまして、そのための検証をしましたということが、もうされているのかもしれませんが、もしされていなかったらする必要があるのかなと。そのための資料とか、資料請求なのかどうかあれなんです、いかがでしょうか。

○小林委員長 これも事前審査に関わることなんで、資料請求ということでよろしいです

か。（発言する者あり）できない。休憩します。

午後0時25分休憩

午後0時26分再開

○小林委員長 それでは、再開します。

それでは、今のざわ委員から質疑がありましたけれども、基本的な話が、これ、所管が違うんで、所管の違うところなので、ここの契約についてはこれについては受けられないので、別の場所をお願いしたいと思います。よろしいですね。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。（8）二七通り東地区歩道拡幅工事について質疑を終了いたします。

以上で政策経営部の報告を終了し、日程2、報告事項を終了いたします。

それでは、日程3、その他に入ります。委員の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関から何かありますか。

○中田行政管理担当部長 名札の見直しにつきまして、口頭の報告でさせていただきます。

名札につきましては、これまでこういったような職員証を名札として使用しておりました。これには写真が……

○小林委員長 これ、今、回します。

○中田行政管理担当部長 写真があつたりですとか、ありがとうございます。名前、フルネームでの漢字の名前が掲載しております。こちらは、実は窓口対応の際に写真を撮ってSNSに載せるといったような、そういったような区民等の方が窓口にいちゃるということで、ちょっと職員から不安の声が寄せられるということが増えてまいりました。職員のプライバシー保護を図り、また執務環境の改善を図るということを目的に、この職員が使用している名札の表記を姓のみということの見直しを行いたいと思っております。デザインにつきましては、ほかの自治体の見直し、また職員アンケートなどを行いまして反映したものでございます。

見直し後の名札の着用は12月の1日から行いたいと思っております。12月1日から3月31日までの期間は試行ということで実施をしまして、特段問題がなければ本格実施をしたいと思っております。

なお、こういった取組はほかの自治体でもしているというところでございますが、都のカスハラ条例が制定されたということもありまして、報道機関から少し問合せを頂くようなこともありましたので、状況に応じまして、今後プレスをするということもあり得るかと考えております。

報告は以上となります。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。この件について質疑を受けます。

○田中副委員長 最後の項目ですので、手短にまとめて質問させていただきます。

カスハラ対策ということで、このような変更はとても大事だと思っております。一方で、ネームプレートになった場合でも、つけていちゃる方がほとんどだと思うんですけれ

ども、結構つけていない職員の方も見受けられて、で、つけてはいるけれども、何か逆さまになって、白面になっていて見えないという方もいらっしゃるって、私の気づいたというか体験だと、区民対応とか窓口対応にちょっと疑問のある方ほどそういう感じになっているんですね。なので、今後名字だけ平仮名でということは賛成なんですけど、両面にさせていただくとか、どちらの面に向けても見えるようにしていただくなど、やっぱり区民サービスにとっては必要なことかなと思いますので、やっぱり本人の意識も変わってくると思うので、そこら辺ちょっと留意していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 ちょっと待って。窓口対応する人がそういう人が見られるというのは、人もいるね。

○田中副委員長 そうです。人もいます。

○小林委員長 みんなだと思われちゃうといけないので。

○田中副委員長 みんなじゃなくて。

○小林委員長 人もいるということで。

はい、どうぞ、質疑。訂正ね。

○田中副委員長 はい。訂正。

○小林委員長 はい。

行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 実は私ども今2枚つけているんです。その上に多分この3枚目が来ると思いますので、ちょっとくるくる回ってしまうこともあるかなと思います。試行期間でいろいろな意見もあると思いますので、どういったやり方がいいのかというのは少しまた確認をしながら導入を進めていきたいと思います。

○小林委員長 基本的な話は。つけていない人とかいるというのは。

○中田行政管理担当部長 名札については、職員は皆つけるようにというのが基本になっております。私もたまにお昼休みに外して忘れてしまったり、あと、家に置いてきたりというところもありますので、たまにそういう職員もいるんだろうなと思いますが、今回を契機に、つけるようにということで、声かけはしていきたいと思います。

○小林委員長 これは規則ですか、何ですか。これをつけろというのは。

○中田行政管理担当部長 ルールとなっております。

○小林委員長 ルールは規則ですか。

○中田行政管理担当部長 はい、そうですね。服務規程……

○小林委員長 服務規程ですか。

○中田行政管理担当部長 に入れたいと思っております。

○小林委員長 まだ入っていないんですね。

○中田行政管理担当部長 はい。

○小林委員長 はい。いいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 せっかくですので。

私も過去の経験の中で、今お話があった状況で、時代の大きな流れの中でそういうことかなと思うんですが、まず、大きな変化ですので、この委員会のところで一応記録として

残すのもいいかなと思って、まず、これ、誰がこういうことを、この写真入りのフルネームのやつを作るといふ、名前のもを作って、多分、恐らく区民と直接対話をして、しっかりと責任を持って事に当たるために名前とフルネームをつけましょうという話じゃないかなと想像するんですけど、どういう理由でこの写真入りの名札が始まったのかなというのを一つ教えていただきたいのと。

あと、三つありまして、二つ目が、正式にはいつ頃決まるのかなということが2点目。12月ぐらいから試行するというお話でしたが、正式にそれをするというのはいつからかなと。

あと三つ目に、個人的には、名字だけでなく、顔写真は、まあ置いておいて、フルネームだけは残していただくのはいいんじゃないかなと個人的には思うんです。私、結構名前を覚えるのが好きで、個人的なものかもしれませんが。ただ、一人一人が……

○小林委員長 みんなズキだったりしてね。（発言する者あり）

○のざわ委員 意識を持つという意味でも大切なんじゃないかなと思ひまして。あと、もう一度、ということがあって変更になるのかというのを、4点目、具体的に教えていただけたらと。記録として残るといふことも含めまして、ちょっとご質問を4点させていただきました。

以上です。

○中田行政管理担当部長 1点目の、こちらのカードの職員証なんですけれども、新庁舎に移転するタイミングで、以前は紙の職員証を使っていたものを、カードで、出勤簿でシステムでかざして入力するといったようなものから、このカード型に切り替えたといふところがございます。

そして、次が、この新しい見直しはいつ頃決まるのかにつきましては、今年度の12月1日から3月31日までは試行期間といふことで、特に問題がなければ、来年の4月1日からといふふうに考えております。

それから、こちらを導入するきっかけ、フルネームのほうがいいのではないかといふお話がございましたけれども、今、窓口対応に様々な方がいらっしゃいまして、中には、こう言ったらあれですけど、ちょっと恫喝するような方もいらっしゃいます。その際に、やはりこのカードを写真で撮ってSNSに載せるよといふような話もして、なかなか対応も苦慮するといふところがあります。職員を守るといふこと、職員のプライバシーを守るといふ、そういった観点から今回名字といふことで整理をさせていただきました。やはり漢字が分かるといふのは特定されやすいといふところもありまして、ほかの自治体ですと平仮名で書くといふようなところも出ております。千代田の場合も、部署によっては平仮名でいふところも今回運用の中でも試行していきたいと思ひしておりますので、そういった観点から導入するといふ点についてはご理解を頂ければいふふうに思ひます。

○小林委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 あまりにもお客様と、区民の方々と接するところは確かにそうかもしれませんが、例えばそれ以外の部署は平仮名でフルネームといふのは可能なんではないでしょうか。

○中田行政管理担当部長 そうですね。部署によっては平仮名のほうが適したといふところがあるのかもしれませんが、一般的なところは漢字になるのではないかなといふふうに想定はしております。

- 小林委員長 のざわ委員、四つと言っていたんですが、もう一個は何ですか。
- のざわ委員 あとは……
- 小林委員長 すみません。失礼しました。
- のざわ委員 もう一つは……
- 小林委員長 のざわ委員。
- のざわ委員 お話もありましたが、どういう具体的な事例があって、お話を聞きましたけども……
- 小林委員長 あ、事例ね。
- のざわ委員 こういふことになりましたかという、具体的なお話をもう一度教えてくださいというのが四つ目でした。
- 小林委員長 はい、分かりました。だから、ネットに上げちゃったりする人がいるということ、具体的にそういうこと。
- のざわ委員 はい。
- 小林委員長 よろしいですね。はい。
- それでは、ほかにございますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 小林委員長 はい。
- それでは、長時間にわたりご協力を頂きました。本日はこの程度をもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後0時37分閉会